

## 船舶事故調査報告書

平成27年5月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	ウェイクボーダー死亡
発生日時	平成25年8月31日 15時20分ごろ
発生場所	滋賀県高島市近江白浜水泳場南西方沖（琵琶湖西部） 音羽山 <sup>おとわ</sup> 二等三角点から真方位086°2,320m付近 （概位 北緯35°17.26′ 東経136°01.12′）
事故調査の経過	平成25年9月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート パイレーツ、5トン未満 253-5671滋賀、個人所有 6.93m (Lr) × 2.54m × 1.17m、FRP ガソリン機関、128.70kW、昭和63年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 56歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年6月15日 免許証交付日 平成24年5月1日 （平成29年5月6日まで有効） ウェイクボーダーA 男性 26歳
死傷者等	死亡 1人（ウェイクボーダーA）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、ウェイクボードビギナーズスクールの受講生であるウェイクボーダーA及びその友人5人を乗せ、船長が、インストラクターを務め、平成25年8月31日13時30分ごろ、近江白浜水泳場南西方沖において、1人当たり約20分間のウェイクボードの実地講習を始めた。 船長は、受講生が乗ったウェイクボードを長さ約15mのトーイングロープでけん引し、受講生がウェイクボードに立てずに転倒するたび、けん引中の姿勢及び立ち上がる時の姿勢の指導を行い、転倒しそうになったときは握っている三角形のハンドルのグリップから手を放すこと、転倒して湖面に浮いているときは、うつ伏せの状態ではなく、身体をひねって仰向けの状態になることなどの注意を与えていた。

	<p>船長は、3人目の受講生が実地講習を終える頃、波が立ってきたので、残り3人の受講生に対して講習継続の意思を確認したところ、3人共に継続を希望したので、山陰<sup>かげ</sup>で波が余り立たない湖岸沿いに移動して実地講習を続けた。</p> <p>船長は、ウェイクボーダーAの実地講習を始め、3回目のけん引を開始して徐々に本船の速力を上げ、ウェイクボーダーAが立てそうな状況だったので、ウェイクボーダーAに立つように合図を送った後、ウェイクボーダーAが、8～9割方立ち上がり、約20km/hの対地速度となった15時20分ごろ、近江白浜水泳場南西方沖において、右足の方からしゃがみ込むように沈み、臀部<sup>てんぶ</sup>が水面に着き、その後、前方へ引っ張られる体勢で落水したところを認め、スロットルレバーを引いて減速した。</p> <p>船長は、左に旋回してウェイクボーダーAの所に向かっていたところ、うつ伏せの状態顔だけを上げていたウェイクボーダーAの顔の表情に異変を感じるとともに、次第にその頭が垂れて水面に近づいたので、増速してウェイクボーダーAに向かった。</p> <p>船長は、受講生の協力を得てウェイクボーダーAを本船に引き上げ、医療従事者である受講生1人と共に人工呼吸、心臓マッサージなどを行ったものの、ウェイクボーダーAの意識が戻らなかったため、近江白浜水泳場の発進場所に向け発進した後、スクールのスタッフに電話を掛け、救急車の手配を依頼した。</p> <p>船長は、近江白浜水泳場の発進場所に戻る途中、AED（自動体外式除細動器）があれば、助かるのではないかと思い、最寄りの水上派出所に行き先を変更した。</p> <p>ウェイクボーダーAは、本船が水上派出所前に到着後、船長と医療従事者である受講生1人は、人工呼吸及び心臓マッサージを続け、受講生の1人が付近にいた釣り人から携帯電話を借り、現在地を消防署へ連絡し、救急車で病院へ搬送されたが、死亡が確認され、死因は、溺死と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約3～4m/s、視界 良好  水象：波高 約30～40cm</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、北北西に向けて直進中であった。</p> <p>船長は、ウィンドサーフィンスクールの代表者であり、スクールでは、ウィンドサーフィン、ウェイクボードビギナーズスクール、シーカヤック等の講習を行っており、本船を使用するウェイクボードビギナーズスクールでは、船長がインストラクターを務めていた。</p> <p>ウェイクボーダーAを含む受講生6人は、本事故当日の12時ごろに近江白浜水泳場に到着し、1人が代表してウェイクボードビギナーズスクールの申込みを行い、13時05分ごろから受講を開始した。</p> <p>船長は、湖上での実地講習に先立ち、陸上でウェイクボードに立ち</p>

	<p>上がる練習を約20分間行った際、ウェイクボードは短時間で体力を消耗するスポーツであることを強調した。</p> <p>船長は、受講生が乗ったウェイクボードをけん引中、他の受講者に後方の確認を依頼していた。</p> <p>船長は、ウェイクボーダーAの臀部が水面に着き、その後前方へ引っ張られる体勢で落水したので、すぐにトーイングハンドルから手を放していなかったと思った。</p> <p>船長は、陸上での練習時及び湖上でのけん引時、ウェイクボーダーAの体調について異変は感じていなかった。</p> <p>ウェイクボーダーAは、ウェイクボードを行うのは初めてであった。</p> <p>ウェイクボーダーAは、水着及び救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、ウェイクボードビギナースクールでは、受講者は、立って滑走するだけなので、ウェットスーツやヘルメット等は必要ないと判断していた。</p> <p>ウェイクボードの後端部に次の警告がラベルとして貼付されていた。</p> <p>自分の能力以上のスピードで使用しないでください。(ボートは25km/hを超えないスピードで使用してください。)</p> <p>ボートの操船者及び同乗者は常に注意を払い、監視者を後ろに乗せて下さい。</p> <p>常にライフベスト・ヘルメットを着用し、安全に注意し、使用してください。</p> <p>ウェイクボーダーAの友人2人は、ウェイクボーダーAから、福島県に移住しており、本事故前日は、飲酒した後、遅く帰宅し、本事故当日の03時ごろに目が覚め、京都駅に10時ごろに集合するために始発電車に乗ったと聞いており、ウェイクボーダーAが少し疲れているように見えた。</p> <p>死体検案書によれば、ウェイクボーダーAは、発病又は受傷から死亡までの期間が短時間での溺死であった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>ウェイクボーダーAは、溺死した。</p> <p>本船は、近江白浜水泳場南西方沖において、トーイングロープでウェイクボーダーAが乗ったウェイクボードを約20km/hでけん引中、ウェイクボーダーAが落水したことにより、溺死したものと考えられる。</p> <p>ウェイクボーダーAは、落水して溺死したものと考えられるが、溺</p>

	水に至った状況は明らかにすることができなかった。
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、近江白浜水泳場南西方沖において、トーイングロープでウェイクボーダーAが乗ったウェイクボードを約20km/hでけん引中、ウェイクボーダーAが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>船長は、本事故後、ウェイクボードビギナーズスクールの講習を行うことを中止した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・けん引する船長は、ウェイクボーダーが落水した際、速やかに本船を停止させ、また、ウェイクボーダーはすぐにトーイングハンドルから手を放すこと。</li> <li>・ウェイクボードは、体力を消耗するスポーツなので、ウェイクボードを行う者は、体調を整えておくこと。</li> <li>・ウェイクボーダーの状況を常に確認するために監視する者を配置しておくこと。</li> </ul>